

北広島市と生活協同組合コープさっぽろの

買い物不便者支援モデル事業に関する連携協定書

北広島市(以下「甲」という。)と生活協同組合コープさっぽろ(以下「乙」という。)は、買い物不便者支援モデル事業について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が市内の買い物不便者を支援するモデル事業を実施することにより、北広島市におけるより一層の地域の活性化並びに暮らしの安全及び安心に資することを目的とする。

(甲の役割)

第2条 甲は、市内の関係機関及び団体に対して、この協定の趣旨について周知を図るとともに、モデル事業が円滑に行われるよう、助言を行うなど必要な支援を行うものとする。

(乙の役割)

第3条 乙は、市内店舗、従業員等に対して、この協定の趣旨について周知を図るとともに、モデル事業に取り組むものとする。

(相互連携)

第4条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るとともに、モデル事業終了後の買い物環境を保持するため、情報交換等により相互の連携強化に努めるものとする。

(協議)

第5条 甲及び乙は、前条に定める相互の連携強化のため、具体的な取組内容については、お互いの事業領域を尊重し、協議の上、別に定める。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに協議があったときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(秘密の保持)

第7条 甲と乙は、この協定に基づく事業の実施に際して、相手方より知り得た秘密について、次の各号に定める場合を除き、この協定の有効期間中であるか否かを問わず、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、この協定の目的を達するため、甲又は乙の委任を受けた弁護士、税理士又はこれに準ずる専門家に対して開示する場合は、この限りでない。

(I) 相手方から提供を受けたとき既に保有していた情報又は提供を受けた後に開示

権限を有する第三者から合法的に入手した情報である場合

(2) 相手方から提供を受けたとき既に公知となっていた情報又は情報を受けた後に自らの責に寄らずして公知となった情報である場合

(3) 法令等の規定により官公庁からの開示請求に応じる場合又は第三者の正当な権限により開示請求に応じる場合

(その他)

第8条 社会情勢の変化等によってこの協定に不備又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月7日

甲 北海道 北広島市

北広島市長 上野正三



乙 生活協同組合コープさっぽろ

理事長 大見英明

